

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

※守谷市 使用欄	入力		確認		宛番	
	年度	普 非	データなし	年度	普 非	データなし
					備考	

【注意事項】 ◎異動があった場合は、翌月の10日までに必ず提出してください。

3 2 1

給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄の枠内に「1」と記載するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。
 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。
 異動による税額変更後の納入書は送付していません。当初に送付したものを訂正してお使いください。

守谷市長 あて 令和 年 月 日提出		〔特別徴収 給与支払者〕 〔義務者〕	所在地 〒 -	特別徴収義務者番号		1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
			フリガナ	整理番号							
			氏名又は名称	担連絡者先		所属氏名					
			個人番号又は法人番号	電話 () - 内線 ()							
給与所得者	フリガナ	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法	←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載			
	氏名							月 月	月 月	年 月 日	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
	生年月日							月 月	月 月	年 月 日	
	個人番号	月 月	月 月	年 月 日							
	受給者番号	円	円	円	年 月 日	1. 退職 2. 職 3. 長 4. 職 5. 職 6. 職 7. 職	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)				
	1月1日現在の住所	円	円	円	年 月 日	1. 退職 2. 職 3. 長 4. 職 5. 職 6. 職 7. 職	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)				
異動後の住所	円	円	円	年 月 日	1. 退職 2. 職 3. 長 4. 職 5. 職 6. 職 7. 職	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)					

1. 特別徴収継続の場合

新しい勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者番号	新規	法人番号	新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分 (翌月10日納入期限分) から徴収し、納入するよう連絡済みです。	
	所在地		担当者連絡先	所属氏名	受給者番号
	フリガナ		電話	() - 内線 ()	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)
	氏名又は名称				1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合

理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 _____ 月分 (翌月10日納入期限分) で納入します。
		月 日	円	

3. 普通徴収の場合

理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため 3. 死亡による退職であるため	※市町村記入欄

【提出先】 〒302-0198 茨城県守谷市大柏950番地の1 守谷市役所 税務課 市民税グループあて